平成 20 年 1 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 20 年 1 月 18 日 (金) 午前 9 時 00 分

2 出席委員

出光ケイ委員長三浦溥太郎委員奥寺康彦委員齋藤道子委員

永妻 和子 委員(教育長)

3 出席説明員

管理部長	大坂	茂夫
管理部総務課長	長澤	潤
管理部学校再編担当課長	奥田	幸治
管理部教職員課長	阿部	信行
管理部総合高校担当課長	井上	昭
管理部学校管理課長	高田	利男
生涯学習部長	外川	昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚	高行
生涯学習部学校教育課長	渡辺	浩
生涯学習部学校保健課長	横山	治久
生涯学習部スポーツ課長	大場	智和
中央図書館長	根本	博行
自然・人文博物館博物館運営課長	柳田	泰光
美術館美術館運営課長	森山	武

4 欠席説明員

教育研究所長 阿部 優子

- 5 傍聴人 2名
- 6 議題及び議事の大要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

はじめに再編交付金についてです。新聞報道などで既にお耳に入っているかもしれませんが、横須賀市が駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金の交付対象市町村に指定されました。

この交付金の使途については、蒲谷市長から年頭の会見において、教育関連では市内小中学校への外国語指導助手の増員や各学校への校内 L A N整備とパソコン導入、自動体外式除細動器いわゆる A E D の配備促進、総合体育会館メインアリーナの空調及び音響設備の整備に充てて行く予定であるとの説明がありました。

今後、市議会における審議を経て使途が決定されるわけですが、教育委員会といたしましては、予算配当され次第、出来るだけ早く市民の皆様に還元できるよう取り組んで行きたいと考えております。

つづきまして、市立小中学校における麻しん(はしか)の発症状況について概要報告いたします。

昨年 11 月 28 日に久里浜地区の小学校で 8 名の発症報告をうけ、学校、教育委員会、保健所でまんえん防止についての連携を協議し、各家庭への注意喚起と予防接種の接種勧奨を広報いたしましたが、12 月中には、久里浜、浦賀地区の 4 小学校で 26 名、衣笠地区 1 小学校で 1 名、浦賀地区 1 中学校で 1 名の計 6 校 29 名の発症報告を受けました。この間、12 月 14 日には、急遽、市立学校養護担当教諭に呼びかけ、保健所医師による「麻しんへの対応」説明会を開催し、注意喚起を呼びかけるとともに、保健所からは学校医あてにまん延防止について協力依頼をいたしました。

冬休み明けの1月8日から1月15日までの間に中央地区1中学校9名、大津地区1中学校1名、浦賀地区3中学校4名、久里浜・北下浦地区3中学校5名、中央地区3小学校4名、大津地区1小学校1名、久里浜・北下浦地区2小学校2名の計14校26名の発症報告を受けております。

教育委員会では、保健所と連携して、学校への注意喚起及び家庭への予防接種勧奨の呼びかけ、学校医へのまん延防止強化依頼等を行っております。 引続き、学校、保健所等と連携し、麻しんのまん延防止を図ってまいります。 以上です。

(質問等なし)

日程第1 議案第1号『教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則制定について』及び日程第2 議案第2号『公民館条例施行規則廃止について』

(委員長) 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第1号

「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則制定について」ご説明いたします。

昨年 11 月の教育委員会定例会において、教育委員会が所管する公民館と、市民部が所管する地域自治活動センターの一元化と各行政センターによる管理運営を行うための、コミュニティセンター条例制定に関する議案の提出についてご承認いただきました。また、12 月に開催されました市議会定例会においては、市民部からコミュニティセンター条例制定議案を提出し、市議会においてもご承認をいただきました。これにより、従来、公民館で行ってきた事業が市民部に移りますが、コミュニティセンター条例に規定されている事項について確実に実施していただくため、本規則により市民部長に委任するものであります。

規則の第1条では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の市民部長への委任に関し必要な事項を定めることを規定します。第2条では、新たに施行されるコミュニティセンター条例に規定している社会教育に関する事務の委任事項について規定します。(1)では、21ヶ所のコミュニティセンターを生涯学習の場として利用することを規定し、(2)では、定期講座、講習会、講演会などを開催することを規定し、(3)では、生涯学習に関する情報収集や提供を行なうよう規定してます。また、(4)では、これらの他に、実際生活に即する教育や学術、また、文化に関する各種事業を実施し、市民の生活文化の振興、福祉の増強に寄与するよう規定します。第3条では、特に必要があったときには、市民部長に委任した事務を教育委員会が行なうことができるよう規定し、補完しております。

なお、この規則はコミュニティセンター条例が施行されます平成 20 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

つづきまして議案第2号「公民館条例施行規則廃止について」ご説明いたします。公民館・地域自治活動センターが一元化され、新たにコミュニティセンター条例が平成20年4月1日から施行されます。この条例施行にともない公民館条例が廃止となりますので、あわせて公民館条例施行規則について

も廃止するものであります。 以上で説明を終わります。

(齋藤委員)

第2条で(1)から(4)まで規定があり、(2)(3)で「教育委員会が行うものを除く」となっている。そのうえで、さらに第3条で、「特に必要があると認めるときには、教育委員会が市民部長に委任した事務を教育委員会が行うことができる」という規定があるが、特に必要があると認めるとき、というのは具体的にはどのようなことか。

(生涯学習課長)

第2条で規定している部分は、生涯学習センターなどで定期講座や講演会を開催しているためで、それを除くということである。第3条については、社会教育法の関係で、講座開設・情報収集・情報提供などの事務について市民部長に委任するが、もし生涯学習の理念から外れるようなことがある場合には、教育委員会が代わって実施するということを規定している。

(奥寺委員)

つまり教育委員会が動向に注意を払い、場合によっては教育委員会が代わりに行うと理解してよいか。

(管理部長)

従来は教育委員会で生涯学習という幅広い分野を担ってきた。今後はコミュニティセンターを市民部で持つことになる。そのため最初の動きなどでは当然色々と不案内なところがある。また予算措置も市民部で行われる。そのような状況の中で、第3条の部分で、最終的には教育委員会が補完したいという趣旨で、この条項を規定していることをご理解いただきたい。委任したから、もう教育委員会は関係ないということではない。

(出光委員長)

コミュニティセンター条例で一本化され、呼称もまとまるということは、 私達市民にとっても非常に使い勝手が良く、4月1日からどういうスタート をきるか楽しみにしている。

従来、公民館などの施設を利用していた方々に、管轄が市民部になり、携わる方が代わることで、使い勝手が悪くなり、負担を強いることだけはないようしっかりと橋渡しをお願いしたい。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第1号、議案第2号は「総員挙手」 をもって原案どおり可決、確定する。

(委員長) 報告事項を聴取することを宣言

報告『横須賀市教育基本計画平成 19 年度進行管理結果報告について』

(総務課長)

この程、横須賀市教育基本計画の平成19年度の進行管理結果がまとまりましたので、ご報告いたします。平成13年度に策定いたしました横須賀市教育基本計画の進行管理につきましては、学識経験者、関係団体代表及び公募委員で構成されます横須賀市教育基本計画推進委員会と教育委員会各課の職員で構成されますプロジェクトチームによりまして、進行管理を行っております。お手元の資料をご覧ください。横須賀市教育基本計画平成19年度進行管理結果報告でございます。

平成 19 年度の進行管理の内容は、表紙の括弧書きに記載しましたとおり、 平成 18 年度の施策評価と事業評価を行ったものでございます。施策・事業と もに数が多うございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。 施策評価は、施策の到達状況を示すもので、施策評価一覧といたしまして、 1ページから 15ページに渡って掲げてございます。 それでは、 この一覧表の 見方についてご説明いたします。2、3ページをお開きください。まず、2 ページの表の左の欄に施策が掲げられております、そしてその右側に施策の 達成状況を判断するための指標がございます。また指標ごとに3ページの表 の中ほどにございます目標値を設定しておりまして、この目標値の左側に平 成 18 年度の実績をまた右側に目標年度と到達度といたしまして、目標値に対 する 18 年度実績の割合が示されてございます。 例えば、2 ページの表の一番 下の 学習成果を発揮できる場づくりという施策の指標は、「生涯学習センタ -及び公民館の利用者数」ということですが、3ページの表の一番下のなか ほどにありますように、18 年度の実績は、866,802 人ですので、目標値の 1,050,000 人に対しまして、到達度は86%になります。なお指標によりまし ては、目標値が設定しにくいものがございます。例えば、2ページの上から 3つ目の指標をご覧ください。教職員の能力向上と多様な人材の参画という 施策に係ります、「小・中学校の教育活動における学校教育支援ボランティア の利用回数」という指標でございます。これにつきましては、目標値を設定 しておりませんが、この理由は毎年、各地域におけるボランティアの数に増 減が出ますため、目標値が設定しにくいということでございます。以下様々 な理由によりまして、目標値が設定されていないものがいくつかございます

ので、ご承知おきをお願いいたします。

次に事業評価についてでございます。事業評価につきましては、教育委員会で重点的に取り組んでいる事業を対象といたしまして、その執行状況を示すもので、事業評価一覧といたしまして、17 ページから 35 ページに渡って掲げております。こちらにつきましては、昨年までは予算執行率・目標達成率を基に、a,b,c などの判定をしておりましたが、今回、前年度の総括を早く行うことや内容を見やすくするために、評価の仕方を事業実績を見るだけに簡略化いたしました。18 ページと 19 ページをお開きください。18 ページには事業名とその目的、内容等を記載し、19 ページには予定した内容とその実績を併記いたしまして、実績による評価を行っております。例えば、18 ページの表の1 - の教職員の能力向上と多様な人材の参画のうち、1の夏季研修につきましては、夏季休業中に教職員を対象に研修を実施するというものですが、19 ページの表の上段にありますように、研修講座数を 18 年度は40 講座を予定しておりましたが、実績といたしましては 49 講座という結果になっております。

一覧表の見方につきましては以上ですが、施策・事業ともに到達度や実績において極端に低いもの等はなく、計画はほぼ予定どおりに進行しているものと見ております。以上で横須賀市教育基本計画の平成 19 年度の結果報告を終わります。

(齋藤委員)

事業評価は、大変見やすくなっているが、記載のなくなった予算関係については、他で評価を行っているのか。

(総務課長)

事業実績のみを見るということに変更したので、予算の執行率に関して他で評価は行っていない。

(齋藤委員)

極端に予算を超えている事業はないか。

(総務課長)

そのような事業はない。

(三浦委員)

到達率が一番低いのが、「夏季研修会の定員総数に対する教職員の出席率」で、これが 18 年度で 67%となっており、特記事項に研修会場の収容人数に

より影響を受けているものと考えられるとあるが、その点を説明いただきたい。

(生涯学習部長)

夏の期間に、教職員を対象とした様々な研修を49本実施している。この指標は、会場の定員に対する集まった人員の率だが、研修会場のうち、アリーナやプールは非常に定員が多く、施設の収容人数から300人~400人が定員となる。ところが、そこで実施するのは体験型の研修であり、実際に集まって研修を受けるのは50人程度になってしまう。他の講演会や研修なども同様で研修の定員一杯近くになっても、会場の規模によって影響が出るので、数字的には67%ということになってしまう。

(出光委員長)

施策ごとに一目瞭然で到達度というのが分かり、なかには 100%を超えるものもあり好結果が出ていると思う。これからについては施策ごとに指標が異なるので、一括して尋ねるのは適当でないかもしれないが、例えば、ブックスタートパックの配布率では、目標値が 100%で到達度も 96%と高いが、この到達度を踏まえ、今後どのように取り組んでいくかが肝要であると思う。今後はどのように展開していくのか。

(総務課長)

各施策について目標年度があり、そこまでの目標値となっている。例に出たブックスタートパックにつきましては、23 年度に 100%ということなので、18 年度では 96%という数値であるが、19 年度以降、23 年度まで 100%に近づけるということを目標に実施している。

(永妻教育長)

目標値の設定というのは難しい部分があると思う。例えば、4、5ページの 教育相談窓口の多様化でいえば、相談件数が指標となっているが、必ずしも相談しやすさという尺度では測れない。同様に、他にも目標値を設定しづらいものがあると思う。

またこの相談窓口の多様化でいえば、相談件数がこれだけあるなかで、この結果を施策にどう活かしていくか、工夫をすることが課題となる。

計画自体が、平成 14 年から 23 年の 10 年間で、目標の設定や計画期間としてはスパンが長いと思っているが、先ほどの報告のなかで、教育基本法の改正等により、また新たな取り組みが必要となるということで、計画自体の見直しを含め、具体的な改善や、新たな計画づくりについて、どのように進め

ていくのか、説明していただきたい。

(生涯学習部長)

教育はなかなか数字で見ることが難しい面がある。相談窓口において、相 談が多い方がいいのか、それとも少ない方がいいのかの判断は難しい。また 相談件数が減っていった経緯として、その下の不登校の訪問相談員を増やし たことが影響している。では、訪問相談員の訪問回数がなぜ減っているかと いうと、学校の居場所づくりにシフトしていて、訪問で相談を受けるより学 校に来たいということになっている。いろいろなお子さんに対応できるよう な形をとっていくなかで、相談件数にすると減った・増えたが出るが、実際 の状況は横・縦全てのなかで見ていかないといけない。 また 10 年間という長 いスパンを数値で判断することは、今の教育の世界では難しい。従って、毎 年目標値や指標は見直していかなくてはならない。また先ほどの研修の事例 のように、研修会場の大きさが影響して出てきた数字が、本当に適切かとい う部分もあるので、見直していかなくてはならない。ただし、数字が示すこ とが大事な場合もあり、指標として見やすいのはやはり数字であろうと思う。 だから数字を大切にし、教育内容も大切にしながら、毎年継続して見ていき たいと考えている。そういう意味での 19 年度の結果報告なので、20 年度・ 21 年度とはまた様々見直しをかけながら、そして数値化できるものは数値化 していきたい。

(出光委員長)

以前に聞いたときにも、相談件数が神奈川県下でも非常に多いというのは、 逆にいうと、お子さんから見た場合に、相談先が、話しやすく、頼りになる と見ることもできるし、数字で表わすのは大変に難しいとその時も思った。

ともかく、お子さん達や保護者にとって一番良い形になってくれれば越したことはないし、いずれこういう指標のなかから無くなってくれれば、喜ばしいと思う。

委員長 他に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

報告『中学校の学校選択制における選択結果について』

(学校再編担当課長)

それではお手元の資料をご覧ください。まず、平成 20 年度の中学校の学校 選択制、20 年度と申しますと今年の4月に入学するお子様の学校選択制の選 択結果を報告申し上げます。縦長の資料の1ページの1番、本市における学 校選択制の概要でございます。本市の中学校の学校選択制は、保護者・児童 が入学する中学校を選択できるようにすることにより、学校に対する関心を 高めていただいて、学校の特色ある学校づくりや市立学校の活性化を促すこ とを目的として導入した次第でございます。横長の資料についても概要を説 明させていただきたいと思います。 1 枚おめくりいただきまして、2 ページ の背景をご説明させていただきます。本市の学校選択制を導入した背景でご ざいますが、昭和62年の臨時教育審議会の第3次答申に基づきまして、地域 の実情に即し、可能な限り保護者の希望をいかすため、通学区域の弾力化な ど制度の運用について検討する必要がある、ということから、検討を進めて まいりました。その間、平成8年、平成9年文部科学省の通知等がございま して、学校選択制について一番初めに導入したのは東京都の品川区でござい ました。品川区を皮切りに、東京の特別区がほとんど導入いたしまして、全 国へその流れが波及していったということを受けまして、3ページをご覧い ただきたいのですが、私ども横須賀市といたしましては、教育基本計画の未 来人プロジェクトのなかに、通学区域の弾力化などによって、保護者の学校 選択の自由度を高めますということを謳っております。それに則りまして、 中段でございますが、平成14年の6月に学校選択自由化の検討委員会を設置 いたしまして、平成 15 年 4 月入学の新中学 1 年生を対象に学校選択制を一部 の地域で試行導入いたしました。試行翌年には、その地域を拡大し、2年間 の試行を経まして、平成 17 年度から中学校における学校選択制を全市に拡大 した次第でございます。本年度は全市実施の4年目にあたります。続きまし て4ページをご覧下さい。冒頭に申し上げました目的は学校の活性化や特色 づくりにつなげることを目的としております。本市の特徴的なところなので すが、現行の中学校の通学区域は残したまま、学区外の学校も選択できると いうブロック制の学校選択制でございます。選択範囲といたしましては、市 内を6つのブロックに分け、ブロック内の学校とブロック外でも学区が隣接 している場合は、その学校を選択できる制度でございます。5ページに地図 が出ておりますので、ご覧いただきたいと思います。6つのブロックと申し ますのは、北のほうから、北ブロック、中央ブロック、衣笠ブロック、東ブ ロック、南ブロック、西ブロック、この6つのブロックでございます。ブロ ック内の学校というのは、例えば北ブロックで申し上げますと、北ブロック は追浜中学校、鷹取中学校、田浦中学校の3校です。例えば田浦中学校に本 来進学するお子さまについては、ブロック内にあります鷹取中と追浜中は選 べます。さらに隣接している坂本中学校、池上中学校にも選択できます。同 様に他の地域の学校についても同じような制度になっております。

それでは縦長の資料にお戻りいただきたいと思います。2番の選択結果で

ございます。選択結果につきましては、2ページをご覧いただきたいと思い ます。表の1番下、左から対象者数、3,745人これが今年の4月中学校に入 学されるお子さんの横須賀市内の総数でございます。3,745 人に対して学校 選択制を使って変更を希望された方が、306名でした。これは、3,745人に対 し 8.2%にあたります。 ちなみに 17 年度から全市導入と申し上げましたけれ ども 17 年度、18 年度、19 年度につきましても概ね8%台の利用者の割合に なっております。今回受入枠を超えた学校が1校、久里浜中学校でございま した。昨年も同じく久里浜中学校が1校超えております。従いまして久里浜 中学校を除く中学校を希望された方につきましては、希望者全員を受け入れ ることとしております。久里浜中学校につきましては、2 ページの表、南ブ ロックの2番目にあるのですが、他の学区からの変更を希望する方が58名で ございます。58 名の方が久里浜中学校を選択して入学したいというご希望で したが、久里浜中学校では受入枠を 20 人に設定してありますので、久里浜中 学校を第1希望した方につきましては、昨年の 12 月 25 日市役所の正庁にお きまして公開抽選を行い、久里浜中学校選択の入学できる方を選考させてい ただきました。受入枠は20人なのですが、久里浜中学校の本来学区から他の 学校を選んだ方が 13 人いらっしゃいましたので、それをプラスして 33 人と いうことで受け入れることといたしました。抽選の結果既に当選なさったの ですが、個別の理由で辞退された方が1名いらっしゃいましたので、補欠の 方が繰り上がって入学できるような状況になっております。新年度の入学準 備等を考慮いたしまして、今年度は2月15日までこの補欠で待機していいた だいて、それ以降は、本来の指定校にいくなり、第2希望に行くなり、決め ていただくということでご通知しているところでございます。既に2ページ はご覧になっていただいているのですが、3ページに昨年度の選択の結果の 表がございますので、後程ご覧いただきたいと思います。今後は今回この選 択制で選んでいただいたお子さん、保護者の方また学校の教員等に毎年行っ ているのですが、アンケートを行って、よりよい制度を目指して次年度以降 改善をしていきたいと考えております。以上でございます。

(三浦委員)

抽選ということだが、例えば兄や姉が既に学校選択制等で抽選となる学校に通われているケースで、抽選で漏れてしまった場合には他の学校に行かなければならないのか。

(学校再編担当課長)

兄や姉が既に本来学区以外の学校に通っている場合は、個別理由ということで、学校選択制から外れます。本来進むべき学校がAだが、希望するのが

Bという学校で、そこに兄弟が通っている場合は、学校選択制ではなく、優先的に入れます。別々の学校になってしまうということはありません。

(齋藤委員)

これが全市に実施されて4年目で、だいたい8%くらいの数値で定着していることは、制度自体が定着しているのだと思う。弾力的に運用されており、良いことだと思うが、アンケートなども実施しており、4年たって結果や情勢がわかってきて、制度開始前には予期しなかった問題が起きていることはないか。

(学校再編担当課長)

問題というわけではありませんが、当初考えていなかったこととしては、 立地条件があげられます。例えば久里浜中学校では、今回も指定校変更申込 書で簡単なアンケートを書いてもらい、なぜ学校選択制でこの学校を選んだ かを書いてもらったが、通学のしやすさ、駅から平坦で近いなどの立地条件 を挙げている方が約3分の1いました。通いたい学校について、部活、友達、 学校の特色で選ぶというのは制度導入のときから考えていましたが、通いや すいというのはあまり意図しておりませんでした。想定していなかった項目 はそういう点です。

(奥寺委員)

中学校に入った後、1年生や2年生で、学校を変わりたいということもあるかと思うが、また申請すれば学校を変わることはできるのか。

(学校再編担当課長)

入学後は、学校選択制は全く関係なく別の手続が必要となります。転居やお子様が何らかの事情で学校に合わないなどがある場合には、学校教育課の窓口にご相談いただければ、転校という手続をとれるようになっています。それぞれのお子さんの家庭、本人、友人関係などを相談していただければ、転校という形をとることはできます。

(出光委員長)

学校の受入枠が、久里浜中は去年30人だったのが、今年20人だが、これはそれぞれの学校によって毎年変わっていくものなのか。学校規模によってそれぞれ設けられているのか。

(学校再編担当課長)

学校選択制の受入枠は基本的に 1 学級分 40 人としています。ただ、その年々で本来学区の子どもさんの数が違うこと、学校の教室数のキャパシティ等の関係もあり、学校長と相談して受入枠を決めています。今年度募集のとき、40 人以外だったのは、岩戸中が 30 人、久里浜中が 20 人、長井中が 20人で、それ以外の学校はすべて 40人で募集しています。それぞれの学校が学校の収容力等の関係で、今年はこの人数でということで、わたしどもと相談し、募集の際にパンフレットのなかで、それぞれの募集枠を公表しています。

委員長 他に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

報告『横須賀市制 100 周年記念 公募展「横須賀」について』

(美術館運営課長)

横須賀市制 100 周年記念 公募展「横須賀」について、ご報告いたします。 本市の魅力を多くの方に知っていただくとともに、市民文化の振興と本市 のイメージアップを図ることを目的に、昨年 5 月に「横須賀」をテーマとし た美術作品を全国に募集しました。

その結果、洋画・日本画・版画・写真の4部門で合計462点の応募があり、これらについて、美術館館長を含めた5名の審査員による厳正な審査を行い、横須賀大賞をはじめ入選作品72点が決まり、本年1月6日(日)から28日(月)までの期間、公募展「横須賀」を開催しております。展覧会では当該72点を展示しています。

なお、展覧会の開催にあたり、作品募集から審査までは、企画調整部文化振興課の事業として実施しております。展覧会から先が美術館の事業となります。

資料の「1 作品募集について」ですが、テーマは「横須賀」として、横須賀の風景、歴史、風俗、イベント、イメージや印象を取り入れたものとなります。部門は、洋画、日本画、版画、写真の4部門です。応募資格、作品規格等は、記載のとおりです。事前申し込み制として、昨年の5月1日から6月29日までの間で申し込みを受けました。この周知は、作成した募集要項を全国の自治体・美術館に配布したほか、ホームページへの掲載、また美術雑誌等への掲載依頼をしております。

- 「2 応募作品について」ですが、応募総数は、462 点となりました。このうち市外からの応募は全体の半数弱、208 点となります。市内からの応募は254点でした。
 - 「3 作品の審査について」ですが、昨年の10月10日、美術館におきま

して、5名の審査員が実際に作品を見ながら審査いたしました。資料裏面を ご覧ください。

「4 入賞者」ですが、最高賞の横須賀大賞には市内在住の方で、インベ・ミズホさん(女性)が選ばれ、賞金 100 万円を手にしました。以下、準大賞1点賞金 50 万円、優秀賞は、各部門1点計4点賞金 20 万円、入選は66 点となっております。

なお、大賞と準大賞の2作品が「買い上げ賞」となり、その他の作品は、 展覧会終了後に作者に返還されます。

- 「5 公募展「横須賀」について」ですが、入賞作品 72 点を展示し、 1月6日(日)から28日(月)まで開催しております。観覧は無料です。
- 「6 その他」ですが、公募展開催に先立ち、入賞者の表彰式を会期前日 の1月5日に開催し、市長から表彰状を授与いたしました。

なお、横須賀大賞及び準大賞は、買い上げのため、作品の所有権及び著作権は、本市帰属となります。

お手元にお配りした図録をご覧ください。

- ・P.12、P.13 が大賞受賞作品です。大きさは、120 号(縦 184×横 194 cm)です。
- ・P.14、P.15 が準大賞受賞作品です。大きさは 80 号(縦 112×横 145.5 cm)です。
- ・P16~P.19 には各部門の優秀賞作品を掲載しておりますのでご覧ください。

教育委員の皆様方にはご多忙とは存じますが、機会がございましたら、ご 観覧をいただけますようお願い申し上げます。簡単ですが、以上で報告を終 わります。

(出光委員長)

市制 100 周年記念の公募展ということだったが、作品を拝見すると半数近くの方が市外の方で、横須賀に興味を持っていただいており、うれしく思った。このような大きな賞金を懸けてというのは、今後難しいだろうが、こうして横須賀美術館に関心が向いているので、また公募展をやっていくとか、これを受けてのプロジェクトなど考えているのか。

(美術館運営課長)

今回作品を公募する事業自体は 100 周年記念事業として、教育委員会とは別の部局が実施した。また、美術館そのものも 100 周年記念の一環として開館を迎えたので、このような形で、単に募集するだけではなく、展覧会まで繋げた一連の事業を行った。ご質問は今後このような事業が企画されるかと

いうことだが、100 周年というのは、当然ながら 100 年に一度のことで、これだけ本格的にやるのは、何らかの記念というような機会がないと難しいとは思うが、美術館では毎年の展覧会のなかで、こういった登竜門のような、きっかけになるような展覧会をひとつは入れていこうと考えていて、これから市議会に諮って、正式に来年度の展覧会が決まってくるが、来年度、児童・生徒さんの造形研究会のなかから選りすぐりの作品を造形展という形で、美術館の展覧会として開催する予定としている。これもひとつの登竜門というか、何かのきっかけ、動機づけになればと考えており、展覧会として毎年1つはそういった要素のものをやっていきたいと考えている。

(永妻教育長)

横須賀美術館をみんなに愛される美術館にしたいというなかでは、いわゆる専門的な方々の作品の展示以外にも、今美術を勉強されている方やご自身でいるいる作られている方の作品を展示する機会を提供したり、子ども達の教育普及活動にも力を入れていきたいと思っている。先ほど公募展の入選について紹介があったが、1月5日表彰式に私も参加した際に、そこで版画部門で優秀賞を取られた方、この方はヴェルニー公園を題材にした版画を作られたが、横須賀出身で、今は東京の大学で学ばれているが、美術館が好きでもう何回も足を運ばれていて、自分達でいろいる勉強しており、大学を出たら横須賀に帰ってきたい、横須賀は題材になるところがたくさんある。そしてそういった作品を発表する場が欲しいというような話を伺うことができた。こうした方たちの意見も踏まえ、美術館のあり方として、若い人にとっても、さらに多くの市民にとっても身近な存在となるようにと思っている。

(他に質問なし)

その他

(スポーツ課長)

スポーツ課からのお知らせです。 1月20日(日)に第62回三浦半島県下駅伝大会が横須賀市教育委員会主催で開催されます。この三浦半島駅伝大会は、戦後に米海軍の基地司令官と横須賀市との間で戦後復興を祈って開催されたもので、今年で第62回になります。コースは、当初は市役所等からスタートしていたが、交通事情等もあり、現在は横須賀アリーナ前からスタートし、池上、葉山、御用邸前、相模湾沿いの海岸線を通って、林、三崎口、引橋が折り返しとなり、東京湾側に入って、三浦海岸、野比海岸を経て、横須賀総合高校のグラウンドをゴールとしております。総距離が37km。開会式が8時30分、スタートが9時30分を予定しています。なお、スターターは横

須賀市長、それから全線の監察員を教育長が行います。

なお参加チームにつきましては、県下全部揃うと良いのですが、年々様々な地域の行事とぶつかり、参加が少なくなっていますが、湘南地区の平塚市など7市1町 11 チームと市内の高等学校8チームの参加をいただいております。参加選手につきましては、各チーム代表選手となりますので、先日行われました箱根駅伝や実業団駅伝、都道府県対抗駅伝、高校駅伝に参加した選手等もこのなかに参加しております。是非沿道等の応援していただければと思っております。

(質問等なし)

7 閉会及び散会の時間

平成 20 年 1 月 18 日 (金) 午前 10 時 15 分

横須賀市教育委員会 委員長 出 光 紀 子